大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営 支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成26年4月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

ホーマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規 イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン金成
 - 栗原市金成小迫荒崎22番 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 ホーマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 4 変更しようとする事項
- (1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 119 m²

(変更後) 151 m²

(2) 大規模尾小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	氏名または名称	変更前		変更後	
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
1	ホーマック株式会社	午前7時30分	午後9時	変更なし	
2	マックスバリュ南東北株式会社	午前9時	午前9時	変更なし	
3	株式会社ツルハ	午前10時	午後10時	午前7時	翌午前0時
4	株式会社大創産業	午前10時	午後10時	変更なし	
5	株式会社ホーマスキリンヤ	午前10時	午後10時	変更なし	
6	株式会社キタムラ	午前9時	午前9時	変更なし	
7	株式会社柳屋	午前9時	午前9時	変更なし	
8	成田 孝之	午前10時	午後10時	変更なし	
9	株式会社PEREZOSO	午前10時	午後10時	変更なし	
10	未定	午前10時	午後10時	変更なし	

- 5 変更の年月日
- (1) 4 (1) 平成26年11月27日
- (2) 4(2) 平成26年 3月27日
- 6 届出年月日平成26年3月26日
- 7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課,宮城県県政情報センター,栗原地方県政情報 コーナー及び栗原市役所

8 縦覧期間

平成26年4月4日から平成26年8月5日まで(ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。